調布市立染地小学校学校安全計画全体計画

【安全教育に関する法令等】

○学習指導要領総則「安全に関する指導」
○学校保健安全法が平成２１年４月から施行「学校安全計画」の策定
○１０年後の東京への実行プログラム「子供の安全確保の推進」
○東京都教育ビジョン（第２次）「安全教育プログラムの推進」
○調布市教育委員会基本方針「生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる」

学校の教育目標

あたたかかく
たくましく
まえむきに　生きる子（重点目標）

学校の現状

○多摩川の北側に位置し，多摩川住宅・マンション・アパート等の集合住宅の中央に位置している。
○児童は明るく素直で，友達関係も良好である。児童は毎回の避難行動に落ち着いて行動できている。
○ＰＴＡ・健全育成推進委員会・学校開放委員会・自治会等諸団体とも学校の教育に理解を示し，共に児童を育てることに極めて協力的である。
○PTA校外委員がパトロールを行い、子供たちの安全に尽力している。

学校の安全教育の目標

・学校生活を営むのに必要なことがらについて理解させ自分の命は自分で守るという姿勢とともに安全な行動ができるような態度や能力を身に付ける。

目指す児童像

○自分の命は自分で守るという意識をもって行動できる子
○地域の中で自他の安全に目を向け，他人への思いやりのある行動ができる子

育てようとする資質や能力及び態度

○進んできまりを守り、安全に行動できる態度や能力を育てる。
○自他の安全について自ら考え、進んで行動できる態度や能力を育てる。

安全教育の目標を実現するための基本方針

○児童朝会や朝や帰りの会，給食の時間を活用して，「必ず指導する基本的事項」や「週ごとの生活目標」の指導を行う。
○教職員の「安全教育プログラム」の理解を深めるために，研修会や生活指導朝会で必要な情報の共有化を図る。
○警察署や消防署などの関係機関と連携して具体的な事例を学び，危険を予測し回避する能力を高め，地域に貢献する態度を養う。

安全学習及び安全指導の指導方針

生活安全

○防犯ブザーの定期的な確認や，集団での歩き方の指導を行い，安全な登下校ができるようにする。
○廊下の歩き方や休み時間の約束について理解させ，校内での安全な過ごし方ができるようにする。
・セーフティ教室
・登下校の安全指導
・校内での安全指導
・安全給食の提供（異物混入防止、アレルギー除去食）

交通安全

○道路の交通法規や集団での歩行の仕方を理解させ，道路事情に応じた安全な通学の仕方ができるようにする。
○自転車に関する基本的な交通法規を理解させ，安全な走行ができるようにする。
・毎月の安全指導
・交通安全教室（低・中・高）
・自転車の乗り方等のプリントの配布

災害安全

○「地震と安全」を活用した指導を行い，地震や火災時に適切な行動ができるようにする。
○災害発生時における避難所の役割とその生活を理解し，自分たちにできる行動ができるようにする。
・消防署と連携した起震車体験や煙体験の避難訓練
・調布市防災教育の日における避難所開設シミュレーション
○防災教育補助教材「３．１１を忘れない」を教科等横断的に活用し，自他の安全に配慮した行動がとれるようにする。

各学年の指導方針

【低学年】安全に関する基本的な知識を得る。地域の方々の交流を通して、地域の一員という自覚を持たせる。
【中学年】安全に関する知識を活用する。地域社会での自他の安全を意識した行動ができるようにする。
【高学年】安全に関する知識や体験を日常の中で深める。地域社会の中で自他の安全や他人への配慮もできるようにする。

関係する教科等

【関連教科等（生活，社会，理科，図画工作，家庭，体育，道徳，ハチの子タイム）】学習活動における事故防止の指導や，緊急時の約束の確認を徹底する。
【朝の会，帰りの会，給食】日常的な安全指導を行い，安全・安心に学校生活を送る生活態度を育成する。
【委員会活動，クラブ活動】自他共に安全・安心な行動がとれるように，委員会やクラブの特色に応じた安全指導を徹底する。

安全管理と関連

生活や行動等の安全管理（対人管理）

○毎週金曜日に生活指導朝会を行い，週目標の達成状況、児童の様子について情報交換をし職員間の連携を深める。
○担任，専科，栄養士，養護教諭等との情報の共有に努める。

学校環境（対物管理）

【安全点検】毎学期１回，校舎内設備や校庭遊具を複数で確認し，安全環境の維持に努める。PTA校外委員と教職員で協力して通学路点検を行う。
【日常点検】事故防止の観点から授業や学校行事等の際は，事前の安全点検を徹底する。
○水泳指導時においては，排水溝の蓋や緊急時のインターホンの異状の有無，ＡＥＤの有無を必ず確認する。

事件・事故や災害発生時の危機管理

○危機管理マニュアルを熟知し，児童の安全を最優先に，迅速な報告と的確な初期対応を行う。
○災害発生時における保護者との連絡手段及び児童の引き渡し方法の確立。
○近隣の関係諸機関と緊密な連絡，情報交換を実施し，適切な対応を行う。

教職員の校内研修

４月：安全教育プログラム及び危機管理マニュアル，校内体制等について，食物アレルギー研修・訓練①
６月：プールの安全指導・管理について
８月：不審者侵入対策訓練の実施
毎学期：食物アレルギー対応訓練・研修②

推進組織及び評価

○生活支援部（校内生活，校外生活，交通安全，防災・避難訓練，特別行事，保健指導）において細かく分担する。
○安全委員会（副校長、生活指導担当主幹、都事務、栄養士、用務主事、（管理指導員））においていろいろな方面から児童の安全について情報交換をする。
○評価は、学期ごとの学校評価を行い、改善に生かす。

家庭・地域・関連機関との連携

○ＰＴＡ，おやじの会，自治会，健全育成推進地区委員会，学校開放委員会を通じての啓発活動
○市役所・消防署・地域の防災訓練への参画と教育活動への協力
○警察署：スクールサポーターと連携及びセーフティ教室への協力